

北上地区消防組合告示第7号

北上地区消防組合職員表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年5月12日

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高橋敏彦

北上地区消防組合職員表彰規程の一部を改正する告示

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員表彰規程の一部を改正する告示

北上地区消防組合職員表彰規程（昭和52年北上地区消防組合消防本部告示第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 所属長 消防本部にあつては<u>次長、課長及び室長</u>を、消防署にあつては<u>署長</u>を、分署にあつては分署長をいう。</p> <p>(選考)</p> <p>第6条 表彰を受ける者は、選考委員会に諮って決めるものとする。</p> <p>2 管理者表彰に係る選考委員は、その都度管理者が命じ、又は委嘱する。</p> <p>3 功績者表彰に係る選考委員は、<u>消防次長、課長及び室長</u>の職にある者（表彰の内申者である者を除く。）をもって充てる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 所属長 消防本部にあつては<u>消防次長及び課長</u>を、消防署にあつては<u>消防署長</u>を、分署にあつては分署長をいう。</p> <p>(選考)</p> <p>第6条 表彰を受ける者は、選考委員会に諮って決めるものとする。</p> <p>2 管理者表彰に係る選考委員は、その都度管理者が命じ、又は委嘱する。</p> <p>3 功績者表彰に係る選考委員は、<u>消防次長及び課長</u>の職にある者（表彰の内申者である者を除く。）をもって充てる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。